

[Tweet](#)

令和7年7月31日  
金融庁

## 令和6年金融商品取引法等改正及び改正法に係る金融商品取引法施行令改正に伴う金融庁告示の改廃について

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第32号）及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第247号）の施行に伴い、「競売の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件」を別紙1のとおり廃止、「金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件」及び「金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件」を別紙2及び別紙3のとおり改正し、所要の規定の整備を行いました。

本件は行政手続法第39条第4項第8号に定める「軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続き（パブリックコメント）は実施していません。

なお、本件は本日公布されており、「競売の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件」は令和8年4月30日（木曜）をもって廃止され、本件改正は令和8年5月1日（金曜）から適用されます。

- (別紙1) [競売の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件を廃止する件](#)
- (別紙2) [金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件](#)
- (別紙3) [金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件の一部を改正する件](#)

### 問合せ先

- ▶ 電話受付  
受付時間：平日10時00分～17時00分  
電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
- ▶ [ウェブサイト受付](#)

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

### 所管

企画市場局企業開示課（庁内用3659、3624）

### 相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

### 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

金融  
庁に  
ついて

報道・  
広報

政策・  
審議会

法令・  
指針等

金融  
機関  
情報

国際  
関係  
情報

アクセ  
スFS  
A (広  
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 : 03-3506-6000